

徳島市農業委員会総会農地関係議事録

徳島市農業委員会総会農地関係の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成29年7月28日（金） 15時15分から

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

3 議事内容

付議案件

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について |
| 第4号議案 | 非農地証明願の審議について |
| 第5号議案 | 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について |
| 第6号議案 | 農用地利用集積計画の承認について |

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農用地利用配分計画の認可の報告について
3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
5. 農地法第18条第6項の処理について
6. 農地改良届について
7. 農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出について
8. 地目変更登記に係る照会に対する回答について

4 出席委員

農業委員

- 1番 岸本 昇
- 2番 橘 榮一
- 3番 天羽 俊文
- 4番 野口 俊廣
- 5番 大貝 美治
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 8番 西 一
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 11番 佐々木 永薫
- 12番 森 政雄
- 13番 品山 昌美
- 14番 植田 美恵子
- 15番 細川 勝義
- 16番 谷川 興一
- 17番 鎌田 良昭
- 18番 朝田 三郎
- 19番 市岡 沙織

農地利用最適化推進委員

- 1番 井川 洋二
- 2番 石田 哲治
- 3番 大平 雅義
- 4番 岸野 重幸
- 5番 谷野 勝
- 6番 桑野 欣伸
- 7番 山本 喜代治
- 8番 中川 敏明
- 9番 増井 孝重
- 10番 武市 慧治
- 11番 松浦 義幸
- 12番 板東 美佐緒
- 13番 高島 元治
- 14番 兼田 博行
- 15番 住友 勇
- 16番 浦川 昌夫
- 17番 野口 芳久
- 18番 政岡 茂

平成29年7月28日 15時15分から
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時15分)

会長 　　ただ今から、平成29年7月徳島市農業委員会総会、農地関係を開会いたします。
本日の総会は、農業委員19名のうち過半を超える19名が出席しており、会議が
成立しております。

　　それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よ
ろしくお願いいたします。

職員 　　それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご
説明します。

　　議案書1ページをお開きください。

　　全ての申請について法定の添付書類は整っております。

　　農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思
われます。

　　耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響
を生ずる要因は特に見受けられません。

　　なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき
事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

　　1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地1筆に賃貸借権を設定し
ようとするものです。譲受人はこの地にイチゴの栽培施設を建設する計画で、この事
業が、施設栽培に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認め
られるため、不許可の例外規定に該当します。

　　2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地8筆の所有権が移転され
るものです。譲受人の耕作面積は許可後34aに至るもので、許可後は対象地におい
て水稲とスタチの栽培を行うとのことです。譲受人は新規就農者で、今回の申請に際
し、地区の農業委員さん2名と事務局2名で今月21日、譲受人の就農計画等を聞き
取りし、特に問題はないことを確認しました。

　　3番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止により、農地4筆の所有権が移転されるも
のものです。譲受人の耕作面積は許可後125aに至るもので、許可後は対象地におい
て水稲と里芋の栽培を行うとのことです。

　　4番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地1筆の所有権が移転され
るものです。譲受人の耕作面積は許可後73aに至るもので、許可後は対象地におい
て水稲とハウレンソウの栽培を行うとのことです。

　　第1号議案は以上4件で、対象地は田5,984㎡、畑2,036㎡の
合計8,020㎡となります。

　　ご審議をよろしく申し上げます。

会長 　　事務局の説明は以上ですが、地区審査を行いましたので、2番案件の地区審査に参
加した上八万地区の委員として、私、川人が新規就農計画の内容等について、述べた

いと思います。

今月21日の午後2時から2番の案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。

参加者は佐々木委員さんと私の委員2名と、譲受人1名、事務局2名の5名です。

譲受人は、建設業を営んでいましたが、子供に仕事を譲ったため、後の仕事について静かなところで農業をと思い、また、譲渡人は家族の施設入居費用をまかなうため農地を売りたいと考え、譲受人との話がまとまり、このたびの申請に至ったものです。場所は上八万町花房と上八万町田中にありますが、繁忙期には、子供たちなどに手伝ってもらおう計画とのことで、農業労働力についても問題ないように思われます。

結論として、今回の3条許可申請については、農機具の保有状況、就農計画等に問題はなく、許可条件を満たしているため、上八万地区の委員は一致して、許可しても問題ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願ひします。

私の方からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第1号議案の農地法第3条第1項の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

会長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。

事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。

議案書2ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。

1番は、申請人が、露天駐車場に転用しようとするものでございます。立地基準については、申請地は、県道八多法花線の東側に面した、紅葉山バス停付近に位置する農地で、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地でございます。一般基準については、申請人は、県道西側に開設された南部こども園の保育士さんの駐車場用地として、露天駐車場を計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性が認められますまた、近隣農地への被害防除措置についても、問題は見受けられません。

2番は、申請人が、露天資材置場、道路、看板用敷地に転用しようとするものでございます。立地基準については、徳島東環状道路に沿った徳島国保会館から北へ約50mに位置する農地で、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地で、ございます。一般基準について、申請人は、事業拡大等により効率的な作業を行うにあたり、当該地が必要となったことから資材置場への転用を計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。なお、隣接農地への被害防除措置についても、

問題は見受けられません。

3番は、申請人が、露天駐車場に転用しようとするものでございます。立地基準については、県道神山国府線に沿った徳島環状道路との交差点の西側、天理教教会の南向かいに位置する農地で、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地でございます。一般基準について、申請地北側の宅地に老朽化した家屋があり、安全面から取り壊しを計画していたところ、申請地と合わせて駐車場用地として近隣住民、近隣施設から利用してもらおうと、露天駐車場への転用を計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。なお、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられませんが、現地は、家屋取り壊し時に、農地法の許可を受けずに転用行為がなされたことを反省する旨の始末書の提出があります。

第2号議案は以上3件で、田1, 966.90㎡、畑が246㎡の合計2, 212.90㎡で、ございます。

転用目的の内訳は、その他施設用地のみの2, 212.90㎡で、ございます。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

会長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の植田委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などいかがでしたでしょうか。

植田委員 第2号議案2番と第3号議案15番について、今月19日の午後3時から地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は藤本前委員さん清川前委員さんと私の委員3人と、転用者側4人、事務局2人の、合わせて9人です。

場所は、徳島東環状道路に沿った徳島国保会館から北へ約50mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、第2号議案2番の申請人が第3号議案15番の所有者との使用貸借により、合わせて露天資材置場、道路、看板敷地に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、平成19年以前から除外されているとのことです。土地の造成については、山土にて盛土して表層に再生砕石を敷いて整地する計画です。排水については、雨水のみで地下浸透になりますが、敷地中央部分にU字側溝を新設し、西側の既存の水路に排水するとのことです。排水の同意については、地元の川内土地改良区、吉野川土地改良区より、同意を得ております。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

会長 ありがとうございます。

地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

会長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書3ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、土木、建設工事業を営んでおり、現在利用している資材置場が手狭となり、現在地での拡張が困難であるため、新たな資材置場を探していたところ所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月19日に多家良地区の委員さん3名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。

2番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、現在、妻の親と同居していますが、実家暮らしが手狭となり、実家からも近く、親の面倒も見ながら暮らせるこの地に住宅建築を計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

3番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、10ha以上の規模の一団の農地の区域で、区画面積・形状等が営農に適している甲種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、また、農地の分断の恐れもありません。一般基準について譲受人は、土木工事業を営んでおりますが、現在借りている資材置場を所有者の都合により返還せざるを得なくなったため、保有する資材を置くスペースを早急に確保しなければ、事業に支障をきたすこととなり、代替地である申請地が最適であると譲渡人と話がまとまり、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、優良農地の転用案件であるため、今月19日に勝占地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

4番は、譲受人が所有権の移転を受けて、太陽光発電設備に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、平地で日当たりも良く、効率的に発電が可能であることからこの

地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル316枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額2,500万円全額を金融機関より借入とする資金証明書の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに農地法の許可を受けずに埋め立てされており、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

5番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、かねてより付き合いのある土木工事業を営む業者が、現在利用している資材置場が手狭になっていることや、申請地が幹線道にも近く利便性が高いことから貸露天資材置場として提供することで話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに平成27年12月頃に農地法の許可を受けずに埋め立てされており、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

6番～8番は、譲受人、事業内容等が同一のため、合わせて説明させていただきます。この3件は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、産業廃棄物処分業及び一般廃棄物再生利用業を営んでおり、既存の資材置場及び作業場が手狭で、資材置場の拡張を計画していたところ、所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。また、転用面積が1,000㎡を越えておりますが、先月に同敷地内にて地区審査を行った際に、今回の申請地も含めて、関係地区の委員さん及び付近の住民の方々と転用計画の概要、転用許可後の造成や被害防除措置について協議済のため、この度の地区審査は見送っております。

9番は、譲受人が所有権の移転を受けて、太陽光発電設備に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル224枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額900万円全額を金融機関より借入とする資金証明書の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

10番と11番は、譲渡人、譲受人及び事業内容が同一のため、合わせて説明させていただきます。この2件は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、住宅リフォーム部門において、発生する古材や住宅設備をこれまで廃棄しておりましたが、廃棄費用もかさみ、まだ使える資源を積極的にリサイクルするよう方針転換を行ったもので、現在利用している資材置場がないため、これらの資材を今後保管する場所が必要になり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

12番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、太陽光発電設備へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行う業者と賃貸借契約を結び、南側に高い建物がなく、効率的な発電が見込めることからこの地に整地し発電設備用地として賃貸する計画に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル360枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,250万円全額を自己資金とする資金証明書の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

13番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、太陽光発電設備に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、南側に採光の障害がなく、設置環境にも問題がなく効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル280枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額3,800万円全額を親族より借入とする資金証明書の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

14番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、現在賃貸住宅及び実家でそれぞれ居住している状態であり、両親も一日も早く新居の計画ができることを願っており、申請地が妻の実家からも近く、通勤や子育てにも便利な生活環境が整うことからこの度の申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。本案件の申請地につきましては、平成27年7月に3条許可による売買で取得した農地で、現在2作目の水稻栽培を行っている、取得後3年を経過していない農地で、早期転用の事由に該当しますが、周辺の分譲地を購入する余裕もなく、所有する農地から農業経営上の影響が最も少なく、また住宅地として適している土地を検討していく中で、申請地が転用の際に南側の残地となる面積が小さく、最も営農上の観点からも影響が少ないことから、このたびの申請に至った旨の理由書が提出されております。

15番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、申請地を事業拡大に伴い、第2号議案2番案件の4条許可転用部分と併せて資材置場とし、業務上保有する資材を置く計画を立て、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が4条許可申請地と併せて1,000㎡を越えており大規模なため、今月19日に川内地区の委員さん3名、事務局2名、転用者側4名により地区審査を実施しました。地区審査の心証につきましては、先ほど植田委員さんからご説明のあったとおりでございます。

16番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、農業用倉庫へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は現在、就農から丸9年を迎え、レンコン等の栽培に従事し、耕作面積を拡大しておりますが、近年、作業場や貯蔵スペースが不足した状態

での経営が続いていたため、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第3号議案は以上16件で、田8,694.03㎡、畑2,972.30㎡、その他3.30㎡の計11,669.63㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地が757.99㎡、

その他施設用地が10,911.64㎡です。

ご審議をよろしくお願いします。

会長 事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の岸本委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などいかがでしたでしょうか。

岸本委員 まず、今月19日の午前10時から1番の案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。

参加者は多田前会長、井川委員さんと私の委員3名と、転用者側3名、事務局2名の計8名です。

場所は、丈六寺より北へ約700mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、賃貸借権の設定をして露天資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、平成29年6月に除外済であるとのこと。土地の造成については、良質の山土で道路高まで盛り土を行い、再生砕石及びコンクリート二次製品等を置く資材置場にしようとする計画で、申請地東側を進入路とし、隣接する農地には周囲を擁壁で囲み、土砂流出の被害が及ばないようにするとのこと。また排水については雨水のみで、地下浸透及び既存の水路へ排水する計画で、水路を管理する地元の水利組合との協議は整っております。結論として、今回の転用許可申請については、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、多家良地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いします。

会長 ありがとうございます。続きまして、3番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の大平委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などいかがでしたでしょうか。

大平推委 今月19日の午後1時30分から3番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は岸野委員さんと私の委員2名と、転用者側2名、事務局2名の計6名です。

場所は、弁天山から北東へ約100mに位置する農地で、このあたりは、10ha以上の規模の一団の農地の区域で、区画面積・形状等が営農に適している甲種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、農地の分断の恐れもないとのこと。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権の移転をし、工事用重機やコンクリート二次製品を置く露天資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、平成19年以前より農用区域外とのことです。土地の造成については、コンクリートブロックで土留め工事を施してから良質な山土で盛り土し、隣接農地や周辺道路へ影響がないようにする計画とのことです。排水については雨水のみで、地下浸透及び処理しきれない分は、申請地西側の既存水路へ排水するとのことで、用水を管理する地元の土地改良区の同意も得ております。結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしておりますので、勝占地区の委員は一致して、転用許可もやむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

会長 ありがとうございました。

地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

太陽光発電事業に詳しい森委員さん、ご意見はございませんか。

森委員 今回の太陽光発電設備への転用申請を見ると、全ての案件で出力49.50kW規模と同じ出力になっていますが、設置する太陽光パネルの枚数はそれぞれ異なります。何か理由があるのでしょうか。

職員 出力が全案件で同じ49.50kW規模となったのは偶然です。これは定格出力であり、パネルの性能や立地条件によって最大出力はそれぞれ異なります。

会長 パネルのメーカーや日当たりなどの立地条件によって実際の出力は異なってくるということですね。

森委員さん、ご意見ありがとうございました。

他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請の審議については、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

会長 異議がないということですので、第3号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第4号議案非農地証明願の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

小林補佐 それでは第4号議案、非農地証明願の審議についてご説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

すべての申請について所定の添付書類は整っております。

1番の申請地は、城南病院から東に約150mに位置する農地でありましたが、申請人の祖父以前の代である昭和3年3月頃に納屋を建築時に宅地化され、住宅敷地として現在においても利用されているものです。非農地化の確認資料としましては、平成8年4月23日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

2番の申請地は、市立丈六保育所から南に約70mに位置する農地でありましたが、コミュニティセンター建設時の昭和55年6月頃から、ゲートボール場として、近隣住民によって利用され、現在においても、ゲートボール場等として利用されているものです。非農地化の確認資料としましては、平成8年4月23日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

第4号議案は以上2件で、対象地は田282㎡、畑814㎡の合計1,096㎡でございます。

ご審議をよろしく申し上げます。

会長 事務局の説明は以上ですが、その他、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第4号議案の非農地証明願の審議については、全案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

会長 異議がないということですので、第4号議案については全案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議についてご説明します。

議案書の7ページをご覧ください。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第5号議案は以上2件で、税務署あてに報告しようとするものです。

対象地の面積は田●●●㎡、畑●●●㎡、計●●●㎡となります。

ご審議をよろしく申し上げます。

会長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員

の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第5号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を議案書のとおり税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

会長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を議案書のとおり税務署に報告することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。

第6号議案、農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、天羽俊文委員に、ご退席をお願いいたします。

なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第6号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。

議案書8ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

利用権設定の内、番号に下線が付されているものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。

今月は新規設定が15件、再設定が5件で合計20件となっており、そのうち、賃借権が5件、使用貸借権が15件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番～3番が勝占地区・6筆・3件、4番・5番が入田地区・5筆・2件、6番～8番が不動地区・14筆・3件、9番～11番が川内地区・4筆・3件、12番～18番が南井上地区・12筆・7件、19番・20番が北井上地区・4筆・2件、となっております。

利用権設定については以上で、田13筆19, 113㎡、畑32筆26, 714㎡の合計45筆45, 827㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしく申し上げます。

会長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

会長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり承

認することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

職員

それでは報告事項についてご報告いたします。

議案書1 1ページをお開きください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、でございます。

1 2ページにわたって、7件、受理いたしました。

1 3ページにお移りください。

2番は、農用地利用配分計画の認可の報告について、でございます。1件、認可いたしました。

1 4ページをお開きください。

3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、でございます。4件受理、いたしました。

1 5ページにお移りください。

4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について、でございます。5件、受理いたしました。

1 6ページをお開きください。

5番は、農地法第18条第6項の処理について、でございます。4件、受理いたしました。

1 7ページにお移りください。

6番は、農地改良届について、でございます。

2件、受理いたしました。

1 8ページをお開きください。

7番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出について、でございます。1件、受理いたしました。

1 9ページにお移りください。

8番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてで、でございます。1件、徳島地方法務局に回答いたしました。

報告事項について、の報告は、以上でございます。

会長

報告は以上ですが、その他、委員の皆様から何かご意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、平成29年7月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。

次回は8月31日（木）の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

（閉会 16時50分）